

第II部

発展途上国における金融危機

第4章

インドネシア——銀行部門の不良債権問題 ——金融発展段階の観点から——

はじめに

1980年代初めから、多くの発展途上国が金融自由化政策を実行し、金融部門の改革を推進してきた。それに伴い途上国の金融部門は急速に発展しつつある。金融自由化政策の導入以前には、金融部門は政府の介入によって金利、貸出など多くの面で規制され、指導が行われていた。また途上国では、銀行部門は政府によって所有される国営銀行の形態をとるケースも多い。その他の民間商業銀行も華僑系などの企業に典型的にみられるようなファミリー型のビジネス・グループによって所有されているケースが多く、今日でもこれらの企業は共同体型の行動様式を引きずっている。80年代初めから、多くの途上国で進められてきた金融自由化政策は、政府の介入を排除し、政府によって規制されていた金融市場を自由化によって近代化し、市場化しようとする試みであったといえる。

一方で金融自由化政策のもとで銀行部門の市場化が進む過程で、銀行部門に不良資産が累積しつつ顕在化してきた。このような不良資産の累積は、量的な差こそあれ、金融自由化政策の実行とそれに伴う金融部門の発展が急速に進みつつある途上国に、共通にみられる現象であると考えられる。本章の目的は、経済が急速な発展を遂げ金融部門の市場化が進みつつある途上国において、銀行部門の不良資産が累積していくメカニズムを検討することにある。

る。ここでは主としてインドネシアのケースを念頭において議論を進めたが、ここで議論の多くは他の途上国との問題にも共通すると考えられる。

第1節では、金融の発展段階をいくつかに分類し、発展段階ごとに金融取引の形態とそれらを取り巻く市場の特性、経済的・社会的特性を説明する。第2節では、インドネシアの金融部門がどのような金融発展段階にあるのかを検討したうえで、銀行部門の預金、貸出および金融仲介の推移、特徴を簡単にリビューする。第3節では、インドネシアの銀行部門を代表すると考えられる国営銀行とビジネス・グループ系の銀行の両者を取り上げ、自由化の過程のなかでこれらの銀行部門がどのような構造と特性をもち、銀行経営者がどのような行動をとるか、それらが不良資産の累積に与えた影響が検討される。

第1節 金融的発展段階と金融形態、市場および社会特性⁽¹⁾

1. 貨幣以前

金融発展の第1段階は、経済に貨幣が導入される以前の状況である。金融形態は存在せず、自給自足経済で物々交換によって経済取引が行われている。ここで取引が成立するためには、(1)取引者の双方に相手の保有しているものを手に入れたいという願望が存在すること、および(2)取引が等価であるようにそれぞれの保有する財が分割可能であること、というジェボンズの「欲求の二重符合性」と呼ばれている条件が満たされなければならない⁽²⁾。このような欲求の二重符合性を満たすためには非常に大きな取引コストを必要とする。

このような経済では、個々の経済主体にとって投資は自らの貯蓄によって賄われなければならず、常に貯蓄は投資に等しくなければならない。したがって自給自足の経済では、貯蓄と投資の分業関係は成立していない。また当然のことながら、貨幣以前の経済では貯蓄、投資はともに実物財で行わなければ

ばならない。貯蓄と投資が実物財によってのみ行われるという制約は、将来にわたる価値保蔵や欲求の二重符合性などの問題から、この社会の貯蓄投資活動を決定的に阻害していると考えられる。

2. 経済の貨幣化、^{あいたい}相対取引による伝統的金融

金融発展の第2段階では、社会に貨幣が浸透していくいわゆる経済の貨幣化(monetization)が始まる。しかし商業銀行などの近代的な金融制度は存在しない。この段階では現金通貨が金融取引の中心となる。また現金通貨とともに伝統的金融制度が現れてくる。これらは両替商人や講、無尽と呼ばれる仲間内の貸付制度、同族内または知人間の貸付や合資会社制度、仲買人による生産物代金の前渡しなどの形態をとる貸付である。これらはいずれも相対型^{あいたい}の直接金融である。貸付を行う際に最終的な貸し手と借り手が直接貸付条件を取り決め、貸付が実行されるという意味で債券や株式を保有するのと同じ直接金融なのである。しかし取引が行われる地域は限られた範囲であり(いわゆるsegmented market)貸し手は借り手を知っており、不特定多数のプレーヤーによって構成される市場取引とは異なる。

この発展段階における金融取引の特性は、地域的および仲間内に限定されたsegmented marketであること、したがって個々の取引の間で大きな金利差が存在しており、裁定が行われず金利などの調整スピードが遅いこと、仲間内の貸借関係であることから、借り手は近代社会における株式会社制度にみられるような有限責任(limited liability)ではなく、無限の責任(unlimited liability)を負うことなどである。一方で社会的特性をみると、それは慣習經濟に負うところが多く、法律、会計制度、財務諸表などは未整備である。仮に法制度などが存在しているとしても、それらを実行することは慣習經濟に阻まれて困難なことが多い。情報は一国全体でみれば不完全かつ非対称であるが、同族内、地域社会内では広く共有されており、かなりの程度完全であるといえる。したがってこの共同体のなかで行われている金融取引について

は、情報は対称であるといえる。

金融発展の第2段階は、今日の発展途上国の多くにみることができる。農村部における農村金融、小口の貸付を行う両替商などはその典型的な例である。しかしある程度発展した現代の経済社会においても、例えば華僑系の企業や銀行にみられるように同族型の経営を行っている企業や、ビジネス・グループの銀行のグループ内企業への貸付などでは、相対型の伝統的金融形態は引き続き存在している。このような金融取引は、表面的には近代的銀行の形態をとっているとしても、伝統的な社会特性によって規定されていると考えられる。

3. 間接金融市场

第2段階の伝統的金融にみられる相対型の取引に対して、発展の第3段階では広範な間接金融市场の発展がみられる。いわゆる近代化の過程である。相対型のセグメントされた取引関係から、国民経済的な広がりをもつ金融市场での取引へと発展していくのである。金融取引は市場の価格シグナルである金利に反応し、各金融市场間では金利の裁定が行われる。この結果個々の取引の間での金利差は収斂し、小さくなる方向にある。

間接金融の中心的役割を担うのは商業銀行であり、その機能の代表的なものは、支払決済手段の提供、貯蓄手段の提供、貸付資金の提供などである。さらに伝統的な金融制度と基本的に異なる特徴は、間接金融として商業銀行がもつ金融仲介機能である。金融仲介機能とは個々の経済主体の余剰資金を預金として吸収し、最終的借り手に資金を貸し付ける過程である⁽³⁾。ここで銀行が最終的貸し手に対して発行する預金証書（間接証券）と、最終的借り手との間に交わされる貸付証券（本源的証券）とは経済的に質の異なる証券であり、この仲介過程で銀行は情報の生産を行い、金融仲介機能を営むと考えられている。

経済発展の初期段階では、一般投資家に比べて銀行が情報生産のうえで優

位に立っていると考えられる。それは経済社会の発展の初期には、企業情報などは一般大衆に行き渡っておらず、また格付け機関なども十分に機能していないなどの理由による。このような発展段階においては、最終的な借り手企業の情報は、最終的貸し手である個人にとって不完全、非対称である。ここでは一般大衆に対して、調査機能組織をもつ銀行には、情報の優位性があると考えられる。そこで市場経済の発展の初期段階では、銀行の情報生産機能が優位にあり、間接金融がまず発達すると考えられるのである⁽⁴⁾。

この発展段階の市場特性は、市場における金利という価格シグナルによって取引が行われ、個々の取引の間での金利差が収斂していく方向にあること、証券などの資本市場が未発達であることなどである。また近代的市場経済社会では、株式会社制度にみられるように有限責任制度をとる。したがって金融取引も有限責任の原則によって行われる。社会的特性をみてみると、法律制度の整備、会計制度、財務諸表の整備などが前提とされ、それまでの慣習経済に代わって近代的な経済諸ルールが市場の取引の枠組みとなる。さらには、新たに整備された法律や諸ルールなどが裁判制度などによって実際に必ず実行される(enforce)という了解が人々の間に成立することである。これまでのような慣習経済のルールに代わって、このような政府の司法行政や裁判制度に対する信認の確立と維持が、近代金融市场の安定化にとって不可欠である。これに伴って銀行部門の健全性と安定性を維持するための銀行部門の諸ルールが整備されることが必要になる。

4. 直接金融市场

金融発展の第4段階は直接金融市场である。ここでいう近代的な直接金融市场は、債券市場や株式市場などの資本市場を指しており、発展の第2段階でみた伝統的金融市场における相對型の直接金融とは本質的に異なるものである。ここでは証券会社などの金融機関が独立した金融機能を営んでいる。これらの金融機能とは、資本市場における株価や債券価格という市場価格を

基本とした債券や株式の発行や引受業務といった企業金融、債券や株式の市場での売買の仲介業務などである。

この段階では証券の発行市場とともに流通市場が整備されており、国内の各市場間では金利裁定がきわめて迅速に行われ、リスクプレミアムを考慮すると金利差はゼロとなる。また株式会社制度に代表されるように有限責任制度がとられている。社会的特性は、財務諸表などの企業情報のディスクロージャーが進み、情報が広くかつ迅速に経済全体に伝播されるシステムが整備されており、情報は完全かつ対称に近づいていると考えられる。また債券の格付け機関などが発達しており、専門家による投資リスク情報が入手可能である。

貯蓄投資関係については、両者にとってより多くのバラエティーに富んだ貯蓄投資の機会が提供されることになり、貯蓄投資はさらに促進される。またこの段階では株式市場の発展に伴って、経営と資本の分離が進む。

5. グローバルな金融資本市場

発展の第5段階では、国内外の資金移動が急速に拡大し、その資金の流れのスピードも速くなってくる。近年発展途上国においてもこのような状況が顕著にみられる。金融の形態としては、これまで中心であった国際市場での銀行貸付やボンドの発行などによる資金調達に加えて、中進国の経済発展を反映して株式市場などを通ずる資金の調達が進んでいる。さらにはデリバティブなどの各種金融商品の多様化、ハイテク化が進む。これらの金融形態の市場特性は、巨額の資金がわずかな金利差を求めてきわめて速いスピードで国内外を移動するという点である。

第2節 インドネシアの金融的発展段階と銀行部門

1. インドネシア金融部門の発展段階

前節では、金融発展段階を概念的に類型化し、それぞれの段階でそれに対する社会的諸特性を説明した。ではインドネシアの金融部門はその類型化のなかでどのように位置づけられるのであろうか。

ここでは金融発展の指標としては現金通貨の対GDP比率、準通貨(貯蓄・定期預金)の対GDP比率、および株式時価総額の対GDP比率の三つの指標を取り上げて検討した(表1および図1参照)。いずれも代表的な金融指標であり、それらの異なる金融形態がGDPにどの程度の割合を占めているかによって、各金融形態の経済における進化の度合いを示すと考えられる。前節との対応でいえば、現金通貨の対GDP比率の上昇は、金融発展段階1の非貨幣経済から第2段階への移行を意味しており、さらに準通貨の対GDP比率の増加は発展段階2の伝統的金融市场から、金融発展段階3の間接金融市场への移行を示している。また株式時価総額の対GDP比率は発展段階4の直接金融市场の発展を示す指標である⁽⁵⁾。

まず現金通貨の比率をみてみると、過去10年以上にわたって4~5%で推移しておりほとんど変化していない。インドネシアでは貨幣化はほぼ経済全体に浸透しており、この過程すなわち金融発展段階の1から2への移行は完了していると考えられる。次に準通貨(定期・貯蓄預金)の対GDP比率をみると1980年代央の10%強から最近時点95年の43%へと急速に上昇を続けている。この間90年代初めには、(1)その前年の88年から90年にかけての銀行部門の爆発的ブーム、(2)その後91年にとられた厳しい経済引締め政策の影響もあって⁽⁶⁾、準通貨の比率はやや頭打ちの傾向をみせているが、全体の流れとしては準通貨比率は今日でも引き続き上昇を続けている。この点からインドネシアでは、銀行部門は発展の途上にあると考えられる。金融発展段階でみると、

発展段階2の伝統的金融形態から、発展段階3の銀行などを中心とした、間接金融中心の発展段階に移行しつつあると考えられるのである。最後に株式時価総額の対GDP比率をみると、88年にはほとんど無視できるほど小さかつたものが、88年末の株式市場の規制緩和措置を契機として、急速な発展が始まりつつあることが分かる。インドネシアでは株式市場の発展はごく最近のことであり、株式時価総額の比率は、他のASEAN諸国の比率と比べても圧倒的に低く、株式市場などの直接金融市场の発展はまだ緒についたばかりであるといえる。

2. インドネシア銀行部門の発展

インドネシアでは、銀行部門などの間接金融を中心に、金融部門の発展と市場化が進みつつあることが確認された。1980年代後半からインドネシアの銀行部門は急速に発展してきているわけだが、銀行部門の本来の業務である金融仲介機能の発展に結びついているのかどうかについて検討しておこう。

商業銀行の本来の業務は、広く一般大衆から預金を集め、銀行の貸出審査

表1 金融指標と金融発展段階

	1985	1986	1987	1988	1989	1990
現金 (DMB外) (対GDP比)	4,440 (4.6)	5,338 (5.2)	5,782 (4.6)	6,246 (4.4)	7,426 (4.4)	9,094 (4.6)
準通貨 (対GDP比)	13,049 (13.4)	15,984 (15.6)	21,200 (17.0)	27,606 (19.4)	38,591 (23.1)	60,811 (31.1)
株式時価総額 (対GDP比)	138 (0.1)	140 (0.1)	140 (0.1)	197 (0.1)	1,712 (1.0)	13,144 (6.7)
GDP	96,997	102,683	124,817	142,105	167,185	195,597

(注) 1) 12月末値。

(出所) Bank Indonesia, *Indonesian Financial Statistics*, various years/IMF, *IFS Year*

に基づいてそれらの原資を貸し出すことに求められる。銀行は情報を生産することによって、預金証券という金融資産を貸出証券という異なる金融資産に変換する機能を果たしている。このような観点からすると銀行本来の業務である金融仲介機能とは、銀行の一般大衆からの預金の吸収機能と、それらを審査に基づいて貸し出す貸出機能の二つに分解できる。後者の貸出機能は、銀行の審査などの情報生産が行われていなければならず、そのような生産が伴わない貸出は金融仲介機能とは呼べないであろう。しかし一步進んで貸出審査が十分に行われているかどうかというような、貸出の質を定量的に計ることはきわめて難しい。そこでここではとりあえず銀行部門の貸出から、審査を伴わない政府の指導による公的部門への貸出を除き、民間部門への貸出を商業銀行本来の仲介機能を示す指標と考えた⁽⁷⁾。そこで預金吸収機能を表す指標としては銀行預金の残高の対GDP比率、情報生産能力を表す指標としては総預金のうちのいくらを民間部門に貸し出したか、この二つを金融仲介の指標として検討してみた。まず預金の対GDP比率は、1983年の預金金利の自由化(以下、第1次金融自由化と呼ぶ)以降急速に増加を続けている。このことは図2の横軸上の伸びによって示されている。一方金融仲介のもう一つの指標である民間部門向け貸出の比率は、同図の縦軸上の変化によって示され

る。この動きをみると、

第1次金融自由化の直後

はそれほど変化がないが、

88年10月の銀行部門の参

入障壁の大幅軽減措置

(以下、第2次金融自由化

と呼ぶ)の前後から急速

に増加し、90年には総預

金の1.3倍に達している

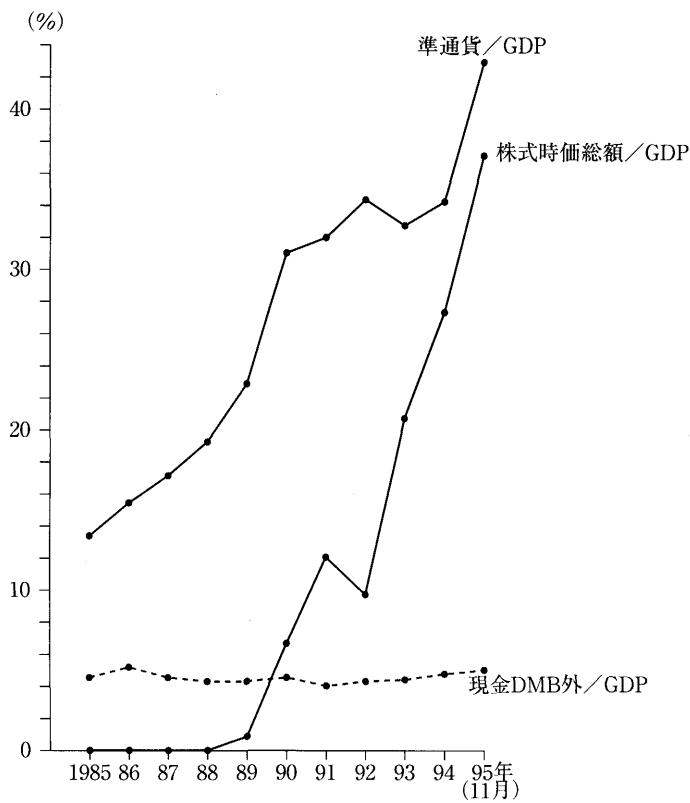
る⁽⁸⁾。その後の金融引締め政策に伴って民間部門

(単位: 10億ルピア, %)

1991	1992	1993	1994	1995 (11月)
9,346	11,478	14,431	18,634	19,486
(4.1)	(4.4)	(4.4)	(4.9)	(5.1)
72,717	90,274	108,397	129,138	165,402
(32.0)	(34.7)	(32.9)	(34.1)	(43.2)
27,644	24,839	69,300	103,835	142,729
(12.2)	(9.6)	(21.0)	(27.8)	(37.3)
227,450	259,884	329,776	379,212	383,051 ¹⁾

Book, various years.

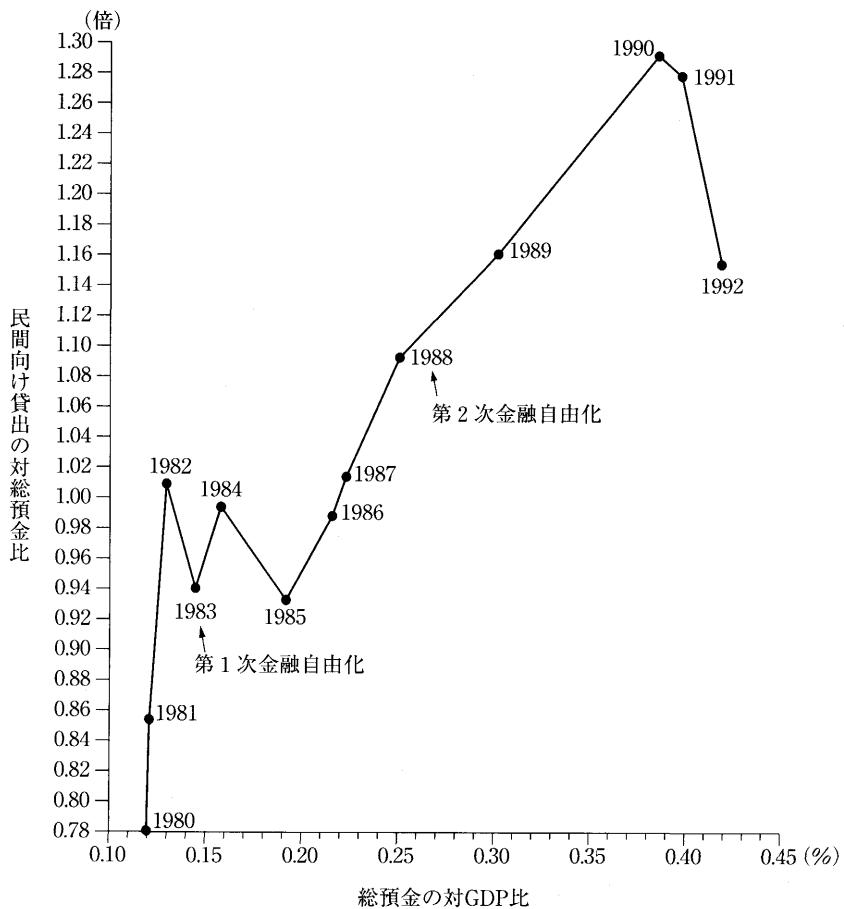
図1 金融指標と金融発展段階



(出所) 表1に同じ。

向け貸出比率は90年代初めに低下したが、また増加の傾向を示している。民間向け貸出比率の1の値を超える急速な伸びは経済ブームのなかで生じたものであり、預貸比率の悪化を示しており、そのこと自体は必ずしも健全なことではないかもしれない。なぜならば貸出の原資を預金という本源的な資源以外に、大きく依存し始めているからである。ただし銀行部門の金融仲介機能の発展を計る一つの目安としては、預金吸収とともに民間部門向け貸出比率の推移をみると、貸出の多くが政府機関向けであり、間接金融部門の発展が十分に進んでいない途上国では有用であると考える。図2でみるかぎ

図2 銀行の預金吸収と金融仲介



(出所) Bank Indonesia, *Indonesian Financial Statistics*, various years/
IMF, *IFS Year Book 1996*.

りインドネシアでは、銀行部門全体としては金融仲介機能は、80年以降おおむね順調に発展を遂げているといえる。

このようにインドネシアでは、間接金融市场を中心とする金融的発展が進みつつある。近年のインドネシアの高成長は民間部門の成長によって支えら

表2 商業銀行の負債

(単位：10億ルピア)

	当座預金	定期、貯蓄預金	海外負債	中央銀行借入
1985	5,560	9,607	588	7,039
1986	6,128	11,355	541	7,747
1987	6,676	16,230	752	8,100
1988	8,032	20,939	1,159	10,812
1989	12,513	30,518	3,193	13,918
1990	14,532	46,150	12,645	11,144
1991	16,752	52,632	11,935	11,692
1992	16,997	67,560	16,207	10,006
1993	21,967	82,953	20,447	16,239
1994	26,398	98,372	24,886	11,433
1995	31,530	130,891	26,952	10,395

(出所) Bank Indonesia, *Indonesian Financial Statistics*, various years.

表3 商業銀行の資産

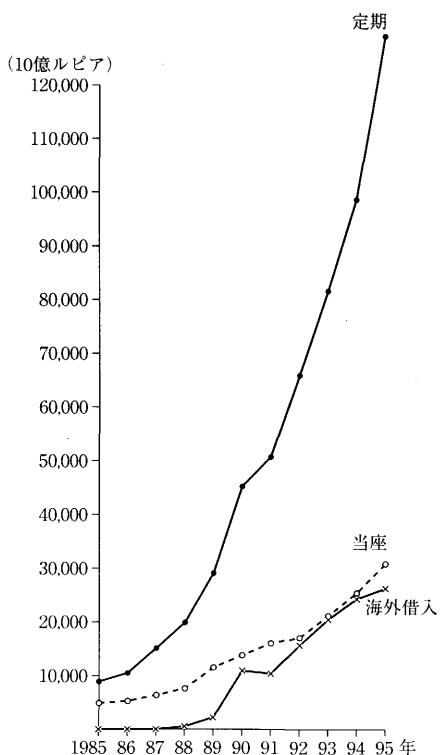
(単位：10億ルピア)

	公的部門および国営企業への貸出	民間企業および個人への貸出	民間企業および個人への貸出の対前年伸び率(%)	総貸出残高(民間部門および国営企業)
1985	5,273	16,926	—	22,199
1986*	5,092	21,767	28.60	26,859
1987	5,711	28,033	28.79	33,744
1988	6,372	38,899	38.76	45,271
1989	7,780	60,878	56.50	68,658
1990	7,186	97,322	59.86	104,508
1991	7,225	117,538	20.77	124,763
1992	7,729	132,779	12.97	140,508
1993	10,005	162,527	22.40	172,532
1994	9,520	200,459	23.34	209,979
1995	10,884	247,480	23.46	258,364

(注) * 1986年9月ルピア切下げ。

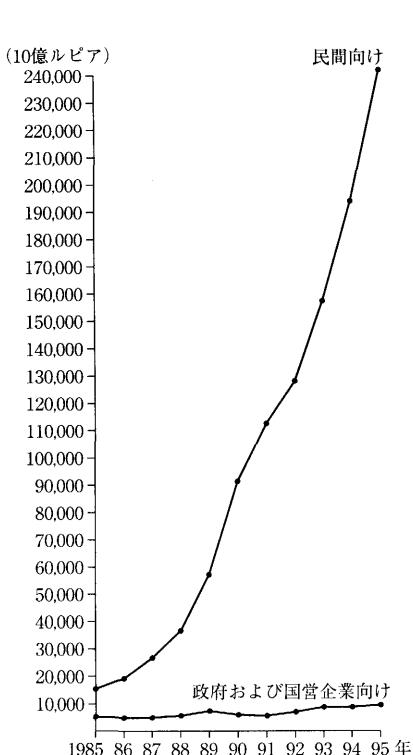
(出所) 表2に同じ。

図3 商業銀行の負債



(出所) 表2と同じ。

図4 商業銀行の資産



(出所) 表2と同じ。

れており、それは銀行部門を中心としてファイナンスされていることが確認できる。以下に、金融仲介の議論を念頭におきながら、インドネシアの銀行部門の資産・負債の主要項目の変化を確認しておこう⁽⁹⁾（表2、表3および図3、図4参照）⁽¹⁰⁾。

商業銀行の急速な発展の原資は、定期および貯蓄性預金である。当座預金も順調に伸びてはいるが、1985年以降銀行の総貸出残高の40%以上が定期・貯蓄性預金によって賄われている。また80年代初めの第1次金融自由化以降、定期性預金は金利の上昇を反映して急激に伸び続けている。一方で88

年の第2次金融自由化に伴う海外からの資金取入れの緩和によって、銀行部門の海外借入が急速に進んでいる。88年までは銀行の海外借入は無視できるほどの値であったが、90年には総貸出残高の12%，95年には10%に達している。この他の銀行部門の資金の調達手段は、中央銀行であるバンク・インドネシアからの資金借入であるが、第2次金融自由化以降は、中央銀行借入への依存度は低下してきている。

次に銀行部門がこれら調達した資金をどのような部門に貸し出しているかをみておこう。銀行部門の資産サイドで大半を占める項目は、民間企業および個人部門への貸出である（表3参照）。銀行部門の公的機関および国営企業向けの貸出は、1980年代前半までは高い水準にあったが、その後の金融自由化政策のもとではあまり伸びていない。85年には公的部門への貸出は民間部門向け貸出の約3分の1であったが、95年には20分の1以下に低下している。

商業銀行の貸出を経済分野別にみると、次のことが分かる。農業部門や鉱業部門への貸出のシェアは予想どおり経済構造の変化とともに低下してきている（表4参照）。予想に反して製造業部門および商業部門への貸出シェアは、過去10年間にわたって急速かつ傾向的に低下してきている。これに対して、サービス業およびその他の部門への貸出のシェアは急速に上昇してきている。近年のインドネシアの経済成長の中心を担っていると考えられる製造業部門、およびそれを支える商業部門への銀行による資金供給の相対的な低下は、やや意外であるといえる。その一方でのサービス部門およびその他部門への貸出の急増は、近年の銀行部門の貸出全体の急速な増加傾向とあいまって、具体的にどのような案件に向かっているのかについて、より詳細な点検を必要としているように思われる。金融自由化政策の導入以降、銀行部門は先に述べたような急激な預金の獲得と対外借入の急増によって、急速に資産を拡大してきたわけであるが、それらの資産が必ずしも健全でない案件および分野に投資されているのではないか、という疑問が生じているからである。

そこでサービスその他の部門のなかで、相対的に大きな比重を占め、かつ

表4 商業銀行の分野別貸出

(%)

年	農業	鉱業	製造業	商業	サービス	その他	不動産建設関連
1985	7.8	1.2	35.8	34.2	18.7	2.2	—
1986	8.3	1.6	35.7	33.3	16.2	5.0	—
1987	8.4	1.2	34.7	32.5	16.2	6.9	—
1988	8.5	1.0	35.2	32.7	16.1	6.4	—
1989	8.4	0.9	32.3	32.0	15.5	10.9	—
1990	7.4	0.6	31.5	30.7	17.7	12.1	—
1991	7.5	0.7	29.4	29.3	17.8	15.4	11.1
1992	8.4	0.6	30.3	26.8	21.0	12.8	13.3
1993	8.0	0.5	34.2	25.2	23.8	8.2	14.4
1994	7.3	0.4	31.9	23.5	26.9	10.0	17.6
1995	6.6	0.4	30.7	23.1	28.4	10.8	18.2
1996 (8月)	6.3	0.6	28.4	24.0	30.0	10.9	19.6

(出所) 表2に同じ。ただし不動産建設関連の値は、中央銀行資料による。この分類は表の他の分類項目にまたがっており、必ずしも表の他の数字と整合的でない。

潜在的に問題を抱えているといわれている不動産、建設関連部門への貸出の推移を確認しようと試みた。中央銀行の資料から、商業銀行の不動産および建設関連部門への貸出のシェアをみると、1990年には11%，96年8月には約20%に増加しており、不動産部門などへの貸出の集中がかなりの程度まで進んでいることがうかがえる⁽¹¹⁾。

またインドネシアではこのような銀行部門の貸出の急速な増加が、1990年代に入っては急速な不良資産の増加と収益率の低下をもたらしていることが報道されている（表5参照）。銀行部門の不良資産の額については公表された統計ではなく、新聞などに掲載された伝聞の数字しか存在しない。新聞などで報道されている不動産向け貸出の総貸出残高に占める割合をみると、銀行部門では全体では90年の5%前後から、93年には10%台の半ばに達している。商業銀行は国営銀行と民間銀行からなっているが、このうち国営銀行についてみると、90年の5%前後から、93年には20%前後にまで上昇している⁽¹²⁾。

表5 国営銀行および民間銀行の収益指標と不良資産

(1) 国営銀行5行の収益指標

	1988	1989	1990	1991	1992
対平均資産					
金利収入（ネット）	4.78	2.95	3.19	2.43	2.23
その他収入	2.70	1.17	1.18	1.14	1.41
粗収入	7.38	4.12	4.37	3.57	3.64
費用	3.58	1.95	2.05	2.12	2.03
貸倒引当金	1.73	0.97	1.13	0.85	1.07
税引前利益（ネット）	2.17	1.20	1.19	0.61	0.54
税支払	0.82	0.44	0.48	0.28	0.26
税引後利益（ネット）	1.35	0.76	0.71	0.33	0.28
対平均資本					
税引後利益（ネット）	20.34	21.77	24.02	13.84	8.48

(2) 民間銀行上位5行の収益指標

	1988	1989	1990	1991	1992
対平均資産					
金利収入（ネット）	6.78	3.50	4.08	4.02	3.83
その他収入	3.77	2.21	2.14	2.37	2.78
粗収入	10.55	5.71	6.22	6.40	6.61
費用	6.05	3.33	3.77	3.81	3.57
貸倒引当金	1.78	0.31	0.32	0.90	1.17
税引前利益（ネット）	2.72	2.07	2.13	1.69	1.87
税支払	0.88	0.66	0.58	0.38	0.58
税引後利益（ネット）	1.84	1.41	1.55	1.31	1.29
対平均資本					
税引後利益（ネット）	24.40	22.68	19.05	15.68	15.48

(3) 銀行部門の不良資産（不良資産／総資産）

	1990	1991	1992	1993
国営銀行	6.0	11.4	17.4	21.2
民間銀行	(6)	(5)	(9)	(10)
合計	6.0	8.2	13.4	15.8

(注) 不良資産はsub-standard, doubtfulおよびloosesの三つの分類を含む。

()内は銀行部門全体と国営銀行部門から推定したもの

(出所) Standard & Poor's Rating Group [1994].

同じ新聞報道から、不良資産は90年代に入って上昇していること、とくに国営銀行の不良資産の増加が著しいことが確認できる。金融当局者の議会などの発言をもとに類推すると、不良資産の額は上記の新聞などの報道ほどではないとしても、かなりの額に達しているものと考えられる。

第3節 銀行部門の問題——不良資産増加のメカニズム

インドネシアでは急速な経済の発展とともに金融発展が急速に進み、金融的発展段階の2から3への移行が進みつつある。この過程はまさに近代化への大きな転換点であり、伝統的共同体型の経済から近代的な市場経済への移行の過程である。それに伴って伝統的な経済システムを支えていた共同体型の社会システムも変化しつつあるが、その変化のスピードは金融取引の形態の変化と整合的ではない。とくに近年では国際金融市场の技術革新のスピードが速く、かつその伝搬のスピードも速いことから、複雑な金融形態が国際市場を通じて国内金融市场内に入り込み、インドネシア国内の社会の変化のスピードよりもはるかに速く、金融形態のみが発達することになりがちである。

インドネシアでは銀行市場や資本市場が初期の発展段階にあり、国内金融市场は十分に成熟していない。したがって市場は完全には機能していない。また多くの人々は従来からの社会的な特性や慣習を引き続きひきずっている。このような状況のもとで金融取引形態のほうは急速に国際化し、近代的かつ完全な市場を前提とした金融取引が進められている。このように金融取引の形態と市場の発展度合い、社会的特性などとの間にずれが生ずることによって、いくつかの問題が生じている。以下ではこのような発展段階のずれが途上国銀行部門の不良資産の累積に、どのような影響を与えたかを考えてみよう（表6および表7参照）⁽¹³⁾。

1. 国営銀行

(1) 国営銀行の構造と行動

ここでいう国営銀行のケースとは、主として金融自由化が浸透する前の1980年代後半までの国営銀行の行動の一つの典型的なメカニズムを示している。その後の金融自由化の進展および国営銀行の民営化政策の流れによって、国営銀行の経営形態は変化しつつあるが、以下で述べるような典型的な国営銀行の経営者およびそれを取り巻く人々の行動は、現在でも引き続き存在していると考えられる。

国営銀行では資本と経営は一応分離している。株主は大蔵省すなわち政府であるが、銀行の経営は国営銀行の経営者によって行われる。彼らの何人かは官僚のOBであり、また現職の官僚や中央銀行の上級官僚たちが、役員を兼職している例も多数存在する。国営銀行の経営方針の決定、貸出の是非は銀行経営者や銀行員たちによって行われるが、一方で政府の指導や指示が強く働いている。また政治家や軍などの有力者の各種の要請や圧力が国営銀行の貸出に強い影響を与えている⁽¹⁴⁾。

次に責任関係をみてみよう。国営銀行の経営者は銀行の経営に対して有限の責任を負っている。したがって銀行が破産した場合には、銀行を清算した後の残余の資産を銀行の債権者に支払うことになる。経営者の個人の資産に債権者の請求権は及ばない。借り手の企業の責任も同様に有限である。ただし借り手の多くは国営企業であり、または国の優先プロジェクトであるから、それらの破産という事態は国の政策に大きく依存している。インドネシアでは預金保険制度は存在していない。したがって銀行の倒産という事態が預金者にとってどのような事態をもたらすのかは必ずしも明瞭でない。しかし国営銀行の倒産は政府の威信にかかる問題であり、一国の政治にもかかる重大問題もあるから、国営銀行の倒産はありえない一般的には考えられている。経営困難にあたっては政府の支援が期待できるという一種の暗黙の

表6 銀行の形態と構造

	国 営 銀 行	ビジネス・グループ系銀行
株主と経営の分離	一応分離、ただし政府役人の天下り、兼業が多い	分離されていない 一体
株主と経営の利益相反	国営銀行経営者と政府役人がかなりの程度一体化しているという意味では利益相反はない。ただし政府または国民の利益を考えると利益相反の可能性もあり	なし
株主と他の債権者の利益相反	あり	あり
情報の非対称性— 借り手企業と銀行	国際プロジェクトである場合は、一般的に対称、ただし非対称の場合もありうる	完全対称
情報の非対称性— 債権者と銀行	非対称、ただし国営であるため債権者の情報に対する要求は小さい	非対称
銀行の株主に対する 有限、無限責任	有限	株主と経営は一体であるため 無限
借り手企業の銀行に対する 有限、無限責任	有限（借り手の国営企業経営者個人には及ばず）	借り手が株式会社化されているかぎり形式上は有限、ただし借り手、貸し手が一体のため現実には無限
銀行の債権者に対する 有限、無限責任	有限	有限
財務情報の開示度	小（不要）	小（開示を望まない）

(注) ここでいう債権者は、預金者などの銀行に対する債権者をいう。

(出所) 筆者作成。

表7 銀行の形態とモラル・ハザード

	国 営 銀 行	ビジネス・グループ系銀行
逆選択の可能性（ハイリスク・ハイリターンへのアセット代替）	政府プロジェクトに貸し続けるかぎりなし。ただし自由化の過程で民間案件に貸し出し始めると可能性大	あり
市場規律の働く可能性	なし	情報開示度が低いので可能性は低い
銀行の経営努力の低下の可能性	大	経営努力低下の可能性はなし。ただし経営努力は銀行ではなく、グループ企業に向けられる
リスクアセット資本金率の有用性	小さい	大きい
セーフティ・ネットの有用性	国営銀行は、セーフティ・ネットの有無にかかわらず、政府の支援が期待できたと考えられる	セーフティ・ネットは高金利を付す銀行への預金の集中と、銀行のハイリスク・ハイリターン投資を助長する
金融仲介・金融的生産の有無	政府の指示による貸付では、銀行による審査の働く余地は小さい。金融的生産は行われていない	間接金融の形をとっているが、実際にはビジネス・グループによる直接金融。金融的生産は行われていない
モラル・ハザードの可能性	政治の介入によるモラル・ハザードは大きい	銀行と借り手企業が一体であることから生ずるモラル・ハザードは大きい

(出所) 筆者作成。

了解が存在しているのである。一方で銀行経営者にとっては倒産または経営の行き詰まりという事態は、彼らの将来のキャリアに影響を与えるであろうから、そのような状況をできるだけ避けるような行動をとるであろう。そのような経営者の行動は、政府や政治家の介入によって決まるという貸出政策のもとでは、貸出審査基準の強化という方向には働かない。問題のある貸出

を表面化させずに「貸替え」(ロールオーバー)によって「表面を糊塗する政策」(ペイルアウト)が行われがちである。国営銀行経営者にとっては「先送り政策」(forebearence policy)が最も合理的な選択なのである。「準官僚」である国営銀行経営者にとっては、彼らの任期の間に不良資産などの問題を起こさず、政治家に気に入られることがより重要な関心事である。銀行経営者にとって、預金者である一般大衆に対する責任は、必ずしも重要な関心事ではない。

次に情報の対称性、透明性についてみてみよう。預金者は銀行が国の政策に従ってどのような案件に貸し出しているか、ある程度の理解はもちうるであろうが、十分な理解があるとは考えられない。なぜなら国営銀行の経営内容のディスクロージャーはほとんど行われていないからである。一方で銀行は貸出資金が国営企業や優先プロジェクトなどで、どのように使用されているかについては、ある程度の情報を把握していると考えられる。しかしながら、これまで説明してきた国営銀行というシステムのもとでは、預金者と銀行の間、借り手企業と銀行の間の情報の非対称性はそれほど重要な問題ではない。

上にみてきたように国営銀行の貸出判断は政治家や官僚などの有力者によって影響を受けるが、これら有力者の意向は、いうまでもなく経済合理性や案件の収益性を反映したものではない。また銀行監督者である大蔵省および中央銀行によるチェックの機能も十分に働かないようなシステムができている。このような状況のもとでは銀行の経営者および銀行員にとっては、銀行経営や案件の審査といった銀行の基本的活動を促進するインセンティブは存在しない。ここでは銀行経営者および銀行監督者と預金者の三者の中に「モラル・ハザード」の問題が生じている。以上に説明してきた国営銀行に対する政治の介入と経営者の「準官僚」的行動によって生じる不良貸出の増加は、国営銀行をめぐる「政治の失敗」の問題と呼べるであろう。

(2) 国営銀行における不良資産の蓄積

上にみてきたように、国営銀行の不良資産の蓄積の原因は典型的な「政治

の失敗」のケースである。銀行としては十分な貸出審査などをしておらず、その意味では金融仲介機能がワークしていなかったといえるであろう。銀行部門が政府の指示などによって貸出を行った結果、大量の不良資産が生じているというケースは、途上国や社会主義経済から移行の過程にある国々ではよくみられる。これらの不良資産は、従来の「ことなれ主義」型の国営銀行経営のもとではロールオーバーされ続けてきたため、最近まで顕在化しなかったと考えられる。

しかしインドネシアの国営銀行の不良資産の内容は、必ずしも過去の「政治の失敗」のつけによるものだけではない。前節でみたように、国営銀行の不良資産は1990年以降急速に増加してきており、その増加のスピードは民間銀行のそれよりはるかに高いのである。このことから国営銀行においては、自由化の急速に進んだ80年代後半から90年代初めにかけて、急速に増加した貸出の多くもその後不良資産化しているということが分かる。そこで次に国営銀行が金融自由化の急速に進むなかで、どのように不良債権を増加させてきたのかを考えてみよう。

1980年代末の金融の自由化に伴って、国営銀行も急速に市場原理のもとでの競争にさらされることになった。経済の高成長と投資ブーム、そしてそれに伴って生じた銀行設立ブームは、銀行の貸出競争をあおっていた。国営銀行、民間銀行はともに高金利で預金を集め、かつ積極的に海外からの借入を進め銀行貸出を急増させていた。しかし国営銀行の経営や審査の機能は旧来からのシステムを引きずっており、金融仲介機能の基本である審査能力はほとんど発展しないまま、貸出競争が行われたのである。すなわちここでは情報の生産が十分に行われていなかったと考えられる。このことが金融自由化が進んだ初期に、不良資産貸付を増加させることになった原因の一つである。

もう一つの原因是国営銀行の債権者の側（ここでは債権者とは国内の預金者と海外からの国営銀行に対する貸し手をいう）に存在する。銀行間の競争が激化するなかで、各銀行は高い預金金利をつけ預金の吸収を図っていった。また1988年には銀行の海外資金の借入が自由化されたため、国営銀行も海外から

の借入を急増させた。国営銀行は自由化政策のもとでは商業銀行業務を行う一金融機関であるが、政府の100%所有であることから、銀行の困難に際しては政府の支援が期待されている。また96年に国営銀行の一つであるBNI 1946 (Bank Negara Indonesia 1946) の株式の一部が上場されるなど国営銀行の民営化政策が発表されているが、国営銀行の預金者および貸し手(国際金融市場で国営銀行に対して貸付を行った海外の銀行を含めて)は、国営銀行には政府のセーフティ・ネットが存在すると想定していたと考えられる。このため国営銀行の債権者は、国営銀行の商業リスクをほとんど考慮することなく預金をし、貸出を行ってきた。貸し手である海外の銀行の観点に立って考えてみると、国営銀行には完全な政府のセーフティ・ネットが期待でき、したがつて国営銀行向けの貸出は政府リスクと同等である。このような貸出案件に、インドネシア政府向け貸出よりはるかに高い一般の商業銀行向けの貸出金利が徴収できるとあれば、海外の銀行がこの分野により多くの貸出を行うのは当然である。国営銀行に対する預金者および海外の銀行などの貸し手は、国営銀行の商業銀行としてのリスクを十分に検討することなく預金を増加させ、貸出を増加させてきたのである。これが80年代後半から90年代初めにかけて生じた、国営銀行の預金増加と海外借入の急増の背景である。これをより一般化すると国営銀行が自由化の過程で、国営銀行という旧来の形態のまま(少なくとも対外的にはそう受け取られている)商業銀行業務を行っていくために、預金者および貸し手の側にモラル・ハザードの問題が生じているといえる。

国営銀行は1980年代後半から、これらの国内外から集めた高コストの原資をもとに、金融自由化による市場競争のなかで、上に述べたような必ずしも十分でない貸出審査機能と旧態依然の経営マインドで、貸出を急増させていったのである。これらの貸出はその後時を経ずして国営銀行の不良資産となっていました。これが90年代に入って国営銀行の不良資産を急速に増加させた主要な原因であると考えられる。

2. ビジネス・グループ系銀行

(1) ビジネス・グループ系銀行の構造と行動

インドネシアの銀行部門は国営銀行と民間銀行に分かれる。民間銀行の多くは華僑系などのビジネス・グループに属している。ここでは企業グループに属する民間銀行、なかでもオーナーシップ制度の強いグループ系銀行を念頭においている。インドネシアでは民間経済の大半を華僑系のビジネス・グループが動かしているといわれる。1988年の第2次金融自由化以降、インドネシアでは次々と新しい銀行が設立されてきた。華僑の大財閥は88年以前からそれぞれ銀行を所有していたが、第2次自由化以降その他の数多くの華僑系およびプリプミ系企業グループも続々と系列の銀行を設立した。その理由は、銀行業がインドネシアでは大変高い収益をもたらす商売であること、また銀行はその企業グループの低コスト資金調達のため、強力な導管の役割を果たすという点にあったと考えられる。

企業グループ系の民間銀行では、資本と経営は明確に分離していないケースが大半である。銀行経営者は企業グループのオーナー一族か、またはその息のかかった人々である。したがって資本と経営の分離による利益相反の問題はここでは生じていない。企業グループ系の民間銀行は、広く一般大衆から預金を集め、それを主としてグループ内の企業を対象として貸し付けている。貸出の相手先はグループ内の企業であり、同一の所有者によって所有されるなど密接な資本関係にある。このような状況のもとでは、銀行にとっては本来の貸出審査を行うというインセンティブは小さく、銀行の本質的業務である金融仲介機能が行われているとはいえないであろう。これは銀行が金融仲介を行う間接金融ではなく、預金者がある特定の企業グループの発行する債権を購入する直接金融とほぼ同様の形態であると考えられる。

有限・無限責任関係についてみると、民間銀行はその債権者に対して有限の責任を負っており、仮に銀行が倒産したとしても、預金者などの債権者に

対し、清算後の銀行の残余資産を配分する義務を負うだけである。一方で銀行は貸出先の企業と同一グループ内にあるほぼ同一の主体である。したがって銀行と貸出先の企業との間の責任関係は無限責任の関係であるといえる。

情報の非対称性については、上の議論から明らかなように銀行は同一グループ内の貸出先企業の情報を把握しているから、銀行と借り手企業との間の情報は完全対称である。一方で預金者は銀行およびその貸出先の情報はもっていないから、この両者のあいだの情報は不完全であり、非対称である。

ビジネス・グループ系銀行の成り立ちをもう一度振り返ってみよう。その典型的な華僑系のグループを考えると、そのグループ内では、企業は同一オーナーによって所有されているかその親族によって所有されている場合が多く、ビジネス・グループは一種の共同体を形成している。そこで行われる取引は不特定多数が参加する市場取引ではない。市場経済の前段階である共同体での知り合い同士の相対型取引である。そのグループ内では、近代的な株式会社制度にみられるような有限責任制度は存在しない。共同体内部では人々は責任を共有しており、その意味で共同体のなかに生活する人々は無限の責任を負っている。一方でインドネシアにおいても他の東南アジア途上国と同様に急速な近代化と市場化が進んでいる。この急速な経済の近代化と市場化の流れのなかで、銀行市場や資本市場は急速に発展を遂げているが、他方で金融市場を担うマーケットのプレーヤーたちの行動は引き続き共同体型の特性をもっている。このような人々にとっては近代的な法制度や財務諸表の開示は、重要な意味をもっていない。なぜなら、彼らにとっての法制度は共同体内部の慣習と無限責任制度によって維持されているからである。彼らにとっての情報は財務諸表などではなく、共同体内部のコミュニケーションである。このような行動様式をもった人々が、近代的な市場という有限責任制度に急速に移行していく過程では、各種の摩擦が起こることが容易に想像される。共同体内部の責任体制は共同体の外では当てはまらない。ビジネス・グループ系銀行の預金者との関係は、共同体の外との関係であり、この関係は近代的市場制度のもとでは有限責任なのである。

(2) ビジネス・グループ系銀行における不良資産の蓄積

次にビジネス・グループ系銀行における不良資産の蓄積の過程を考えてみよう。民間銀行の不良資産は、国営銀行の不良資産の比率に比べれば低いが、かなりの水準に上っており、かつ金融自由化の後の1990年代に急速に増加している。また経営の破綻した銀行は、表面化した大手の民間銀行だけでも、バンク・スンマ (Bank Summa), バンク・パシフィック (Bank Pacific) など90年代に入ってすでに数行を数えている⁽¹⁵⁾。

民間銀行の不良資産累積の典型的な例は、ビジネス・グループ系の銀行にみられる。ビジネス・グループ系の銀行は、近代的な銀行の形態をとっているが、ビジネス・グループのなかでは、同族経営であり、共同体型の経営を行っている。バンク・スンマは、アストラ自動車のオーナーであったスルヤジャヤ・ファミリーの所有であったし、バンク・パシフィックはかつてのブルタミナ石油公社の総裁であった有力者イブヌ・ストウの家族の所有する銀行であった⁽¹⁶⁾。どちらのケースでもグループ内の企業への貸出集中比率はきわめて高く、その比率は実質的には中央銀行の定める集中貸出規制比率をはるかに超えていたといわれている。また経営が行き詰まるとともに高い預金利によって預金をかき集め、これらの高コストの資金をハイリスク・ハイリターンの案件へと次々に貸し出していったと考えられている。これらのビジネスグループ系銀行の貸出にはいわゆる資産代替が生じていたのである。

ここで先に述べた預金者、銀行、貸出先の企業の三者の責任関係を思い起してみよう。預金者と銀行の関係は、近代的な銀行と預金者の関係であり、銀行は有限の責任を負っている。一方で銀行と貸出先企業はほぼ一体または同族の関係にあるため、共同体内の社会経済メカニズムが存続している。預金者は共同体の外側に、貸出先の企業は共同体の内側に位置している。ここでは預金者に対し有限の責任を負っている銀行にとっては、共同体の内側にあり、無限責任を負っているビジネス・グループの利益を優先することは当然である。金融自由化政策のもとで金利が上昇していく過程では、銀行にとつ

て同族企業向けのハイリスク・ハイリターン案件への融資という資産代替は理にかなった行動であるといえる。

次に預金者の側からこの問題を考えてみよう。預金者と銀行の間では情報は不完全かつ非対称であるが、銀行と貸出先の企業との間では情報は完全である。預金者にとって必要となる銀行の財務諸表などは、近代的な銀行制度では前提とされているにもかかわらず、現段階ではなはだ不完全な状態にある。預金者にとっては、銀行が健全な状況にあるか否かについて判断を下す情報は、世間の噂以外には存在しない。一方で預金者の側にも共同体型の社会的意識が残っており、銀行の有限責任制についての認識は必ずしも明確ではない。このような状況では預金者は、個々の銀行のリスクを識別せず、高い預資金利を付す銀行へ預金を集中させる傾向がある。この意味からビジネス・グループ銀行で生じている不良資産蓄積は、金融取引形態の発展とそれを取り巻く社会的発展のずれから生ずるモラル・ハザードの問題と考えられる。

おわりに

本章の目的は、途上国で金融の自由化政策が導入され、金融部門が急速に発展していく過程で、銀行部門に不良資産が急増していくメカニズムを検討することにあった。以下にその論点をまとめておこう。

最近10年間のアジア発展途上国の金融部門の発展のスピードはきわめて急速である。金融自由化政策のもとでこれらの国々の金融市场は、伝統的な共同体型の金融市场から、近代的な市場型の金融へと変貌を遂げつつある。これはまさに近代化の過程であり、経済システムのみならず社会システムもともに変貌を遂げる過程である。各発展段階における金融取引の形態は、それを取り巻く各発展段階の社会的システムによって支えられているが、このような急速な経済発展、そしてそれに伴う急激な金融形態の変化の過程では、

金融システムと社会的なシステムや人々のビヘイビアの間にずれが生じてくる可能性が大きい。

金融部門の近代化の初期の過程では、間接金融すなわち銀行部門が経済の発展をファイナンスするための中心的な役割を果たす。金融自由化政策によって、銀行部門はそれまでの政府による金利規制や貸出規制が撤廃され、金融形態は急速に市場化し、近代化してゆく。ところが金融市場のプレーヤーである個々人のビヘイビア、それを取り巻く社会システムなどは必ずしも近代的なそれへと変化していない。このような金融取引形態の発展のスピードと、それを取り巻く社会的なシステムの変化のスピードにずれが生ずることが、銀行部門にモラル・ハザードを発生させる原因となっているのではないかと考える。すなわち銀行経営者および預金者の旧来の社会システムに基づく行動は、市場化された銀行システムを不安定化させる可能性があるのである。

具体例として、インドネシアの国営銀行のケースでは、これまで発生していた「政府の失敗」に加えて、1988年の第2次金融自由化後の銀行ブームのなかで、不良資産が急増した経緯が説明されている。そこでは旧来からの国営銀行経営者および銀行監督官の責任体制と貸出審査機能の欠如に加えて、銀行の債権者のビヘイビアがモラル・ハザードを助長していることが指摘されている。

また華僑系などのビジネス・グループ系銀行のケースでは、共同体の外に存在する預金者と共同体の内に存在する貸出先の間には、責任関係や情報の対称性などにおいて異なる関係が存在することが指摘されている。責任関係についてみると、共同体の外とは有限責任関係が、共同体の内とは無限責任関係が存在する。また情報についてみると、共同体の外とは非対称性が、また共同体の内とは情報の完全対称性が存在する。このような状況がグループ系銀行の資産代替を促進し、グループ企業への貸出集中と、ハイリスク・ハイリターン貸出を促進すると考えられるのである。

[注] —————

- (1) 本節は小松 [1996] の議論をもとにまとめたものである。
- (2) 堀内 [1990] を参照。
- (3) Gurley & Show [1960] および館 [1991] 参照。
- (4) Mishkin [1996] 参照。
- (5) 小松 [1996] では同様の分析をアジアの各国について行っている。発展段階と各金融指標の対応は、ここでも確認される。
- (6) このときとられた引締め政策は、大蔵大臣スマルリンによる国営企業の預金の中央銀行証券への振替、および大統領令39条による対外借入規制の導入などである。
- (7) 銀行貸出の質を問う議論は当然必要であるが、それは不良資産が発生した事後的な状況では量的にも把握できるが、事前的にはそれを計るよい指標は存在しない。
- (8) 民間部門向け貸出が総預金の1.3倍に達するという状況は、銀行部門の過度の貸出と考えられる。いずれにしろこの指標は貸出の質を示していない。
- (9) ただしこの分野別貸出統計は全商業銀行の公的部門および民間部門への貸出の双方を含んでいる。
- (10) インドネシアの銀行部門は、国営銀行（主な国営銀行は商業銀行5行と開発銀行1行）、多数の民間銀行（主な民間銀行はビジネス・グループが所有、経営するグループ系銀行、主として華僑系グループ）および外国銀行の合弁銀行や支店によって構成される。
- (11) 表4の注にも断っているように、建設不動産部門向け貸出の統計は、表4の分類とは必ずしも整合的ではない。
- (12) Standard & Poor's Rating Group [1994]に基づく。ただしこれは新聞報道を引用したものである。銀行部門の不良資産の統計は公表されていない。したがって、これらの新聞報道の統計の正確さについては、疑問が残る。
- (13) 本節の議論には池尾 [1996]、池尾・谷 [1995] [1996]、Mishkin [1996] を参考にした。
- (14) 最近の『日本経済新聞』(1997年5月1日付)は、大統領の三男の結婚の祝儀として国営銀行3行から計12億ドルが三男の経営する自動車会社に融資されると報じている。この自動車会社は国産自動車会社の第1号であり、資金繰りが苦しいとも報じられている。
- (15) 国営銀行ではその不良資産比率が高いにもかかわらず、これまでのところ経営の破綻が表面化したところはない。それは国営銀行に対しては、政府当局による支援すなわちペイイルアウト政策がとられたのに対し、民間銀行に対しては、原則的にはそのようなペイイルアウト政策がとられなかつたことによるもの

である。これは国営銀行が「破綻するには大きすぎる」(too big to fail) であるのに対し、民間銀行では不良資産累積の原因が、グループ系銀行などが貸出を企業グループに集中させ、ハイリスク・ハイリターンの貸出を行うなどの資産代替を進めた結果であったことから、このようなモラル・ハザードが引き続き生じることを防ぐための歯止めとしてとられた政策であったと考えられている。

(16) これらの民間銀行の経営破綻のケースでは、これまで金融当局はセーフティ・ネットなどの直接的支援を行っていない。とくにパンク・スンマの経営の破綻のケースでは、銀行の免許を取り上げ、スルヤジャヤ・ファミリーの所有するアストラ自動車の株式を取り上げている。金融当局とパンク・スンマのオーナーであるスルヤジャヤ・ファミリーとの交渉の過程で、アストラ自動車の株式は国営銀行などからの緊急貸出資金の担保として供出されていたものではあるが、パンク・スンマの経営破綻に対する解決の手段として、最終的には有限責任ではなく、銀行の免許没収とともにアストラ自動車の所有権の没収という共同体型の無限責任が追及されたことは、発展段階の観点からも興味がある。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 青木昌彦 [1995] 『経済システムの進化と多元性』東洋経済新報社。
 池尾和人 [1996] 「銀行規制と経営者インセンティブ」ミメオグラフ。
 池尾和人・谷直樹 [1995], [1996] 「銀行規制体系の再検討」(上) および(下) (『三田学会雑誌』第88巻第3号, および同第88巻第4号)。
 小松正昭 [1995] 「金融自由化・内外資金移動・金融部門の課題」(伊東和久編『発展途上国における金融改革と国際化』アジア経済研究所)。
 ——[1996] 「発展途上国における金融的発展」(石川滋編『開発経済協力政策の理論的研究』アジア経済研究所)。
 館龍一郎 [1991] 『日本の経済』東京大学出版会。
 堀内昭義 [1990] 『金融論』東京大学出版会。

〈外国語文献〉

- Dewatripont, Mathias & Jean Tirole [1994] "The Prudential Regulation of Banks," Cambridge (MA): MIT Press.
 Gurley, J. G & E. Show [1960] *Money in a Theory of Finance*, Washington, D. C.: Brookings Institution (桜井欣一郎訳『貨幣と金融』至誠堂, 1967)

年).

Mckinonn, R.I. [1973] *Money & Capital in Economic Development*, Washington, D. C.: Brookings Institution.

Mishkin, Frederic S. [1996] "Understanding Financial Crises: A Developing Country Perspective," *Working Paper*, 5600, Cambridge (MA): National Bureau of Economic Research, Inc.

Standard & Poor's Rating Group [1994], "News from S & P Rating Group -Indonesian Banking System under Stress."

Stiglitz, J.E. & A. Weiss [1981] "Credit Rationing in Markets with Imperfect information, " *American Economic Review*, Vol. 71, No. 3, June, pp. 394-410.